

イーよる 代理店契約

平成 22 年 4 月 16 日制定

イーよる株式会社（以下、当社）とセールスパートナー（以下、パートナー）は、当社が提供するサービス（以下、本サービス）の取次等に関し、その基本的事項について以下の代理店契約（以下、本契約）を遵守するものとする。

第 1 条 目的

当社とパートナーは、相互に協力して本サービスの販売拡充に努め、相互の繁栄を図るために契約を締結する。

第 2 条 定義

本契約において、本サービスとは別紙記載のサービスを指す。

第 3 条 顧客サポート

1. 本サービスにおける顧客サポートは、原則として当社が行うものとする。ただし、パートナーは、自らの取次による顧客に対してのみ、自己の責任と負担において、顧客サポートを行うことができるものとする。
2. 前項によりパートナーが顧客に対して行ったサポート業務について、当社は一切の責任を負わないものとし、パートナーはその旨を顧客に明示するものとする。

第 4 条 パートナーの義務

1. パートナーは、顧客から本サービスへの申し込みがあった場合、当社が独自の判断基準に基づき、顧客の申し込みを断る場合がありえることを了承し、取次業務を行う際、顧客に対してもその旨を説明し、同意を得るものとする。
2. パートナーは、一切の取次業務を自らの責任と負担で行うものとする。

第 5 条 本サービスの変更、廃止

1. 当社は、本サービスの内容の全部または一部をパートナーに通知することなく、変更、修正、追加または削除する権利を有するものとする。
2. 障害、不測の事故等、当社により本サービスの復旧が困難と判断された場合、当社はパートナーに通知することなく本サービスを廃止することができる。
3. 当社は、本条第 1 項および第 2 項により生じたパートナーの損害について直接、間接を問わず、一切の責任を負わないものとする。

第6条 報酬

1. 当社はパートナーに対し、パートナーによる取次業務遂行の報酬として、パートナーによる取次業務の結果、顧客が利用を実際に開始した本サービスにつき、別紙に定めるところに従い算出される金額を、別紙に定める条件に従い支払うものとする。
2. 当社が本サービスに対し提供する各種キャンペーン、その他割引設定については、パートナーに個別に告知をしたもの、およびパートナーを対象とする旨を明記しているもの以外は、対象外とする。
3. 本契約の解除時に未払報酬の累計額が当社の定める金額を超えていない場合には、未払報酬の請求権は消滅するものとします。

第7条 個人情報の保護

1. 当社およびパートナーは、取次業務に関連して知り得た個人情報について、これを保護し、その取得、管理、利用、第三者に対する提供等に関し、適正な取り扱いをしなければならない。
2. 当社およびパートナーは、個人情報を第三者に漏洩、または取次業務遂行以外の目的に使用してはならないものとする。

第8条 法令遵守

当社およびパートナーは、本契約に関連する法令を遵守するものとする。

第9条 禁止事項等

1. パートナーは、取次業務の遂行に際して、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - 1) 申し込み意志のないことが明確な顧客、または第三者を、申し込み顧客として取次を行うこと。
 - 2) 本サービスについての虚偽の説明や、取次について強引な手法をとること。
 - 3) 顧客に対し、短期間の利用を前提とした案内を行うこと。
 - 4) 当社の信用・名誉を毀損し、またはその恐れのある行為をすること。
 - 5) なりすまし、架空名義など虚偽の内容で取次すること。
 - 6) 単独で、もしくは顧客と共謀して、手数料を不正に獲得すること。
 - 7) 当社の利益に相反すること。
2. パートナーは、前項の行為により当社、または第三者に損害を与えた場合には、自らの責任において解決するとともに、当該損害を賠償しなければならない。

3. 本条第1項の各号に該当する行為と当社が判断した場合には、本契約第11条を適用するものとし、パートナーは一切の異議申し立て、請求等を行わないものとする。また、当該分が制約した場合でも、成約件数から除外するものとする。既に報酬が支払われている場合は、当社からの請求に基づき、30日以内に全額返金するものとする。その際の振り込み手数料は、パートナーが負担するものとする。

第10条 通知義務

当社およびパートナーは、本契約の締結後、次の各号に該当する事態が発生した場合またはその恐れがある場合は、ただちに相手方に通知しなければならない。

1. 営業または事業の譲渡、合併その他経営上の重要な変更
2. 屋号、商号、代表者、担当者、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先の変更
3. 報酬支払口座の変更
4. その他、相手方との取引に重大な変更をおよぼすもの

第11条 契約の解除

当社およびパートナーは、当事者の一方に本契約に違反する行為がある場合、ただちに本契約を解除できるものとする。

第12条 有効期間

本契約の有効期間は本契約の締結の日から6ヶ月間とし、期間満了の1ヶ月前までに当社またはパートナーのいずれからも書面による終了の意思表示がない限り、本契約は自動的に6ヶ月間延長されるものとし、以降も同様とする。

第13条 本契約の変更

1. 当社は、本契約の内容をパートナーに予告することなく変更ができるものとし、パートナーは変更後の内容に従うことを同意するものとする。
2. 前項により、本契約の内容が変更された場合、当社は変更された本契約の内容をホームページに掲載し、その旨をパートナーに通知するものとする。

第14条 管轄裁判所

当社とパートナーとの間に紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 協議事項

本契約に関する解釈上の疑義を生じた場合、または規定のない事項については、両当事者は信義誠実をもって協議のうえ解決するものとする。

【別紙】

■ 本サービスの内容

- ・「風俗情報サイト いーよる」の有料掲載サービス

■ 取次業務の内容

1. 顧客に対する本サービスの提案、宣伝および、申し込みに関する説明
2. 上記に付随して、随時当社が指定する業務

■ 報酬（キックバック）

月額利用料（税込）に関する販売手数料（キックバック）を報酬とする。

以下の規定に従い、報酬を算出し、支払うものとする。

【支払いルール】

1. 販売手数料条件締日において、保有する利用契約数を毎月確定し、支払日に支払う。
2. 販売手数料条件締日において、未払報酬の累計金額が 5,000 円（税込）に満たない場合は、支払いを留保するものとする。
3. 原則として、顧客が当社が定める支払期限までにサービス利用料金が支払われたものを支払い対象とする。

【支払い方法】

1. 販売手数料条件締日・・・毎月末日
2. 支払日・・・翌月末日
3. 支払方法・・・銀行振込

【報酬】

契約保有数	キックバック率
1～10 件	20%
11～20 件	25%
21～30 件	30%
31～50 件	35%
51 件以上	40%

※ 各種オプションサービス利用料金は報酬の対象外とする。

※ 無料掲載サービスの契約は、契約保有数のカウント対象外とする。

年 月 日

いーよる代理店契約への同意を証し、以下に記名押印する。

(住所)

(TEL)

(FAX)

(名称)

印

※ 法人の場合は、会社名と代表社名を記入してください。

※ 印鑑として、法人は角印または代表者印を、個人は認印を押印ください。

※ 記名押印の上、いーよる株式会社まで FAX (06-6310-8588) をお願いいたします。